昭和村統合小中学校推進協議会設置要綱(案)

令和7年5月 日 教委要綱第 号

(設置)

第1条 昭和村統合小中学校設立の推進を図るため、統合に関わる諸課題を様々な観点から協議及び調査を行い、統合の方向性を提言することを意図して、昭和村統合小中学校推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議及び調査を行い、その結果を昭和村教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。
 - (1) これからの教育(小中一貫教育・教育課程編成)等について
 - (2) 統合小中学校の学校施設の在り方及び建設候補地について
 - (3) 推進協議会の進捗状況・協議内容の村民・保護者等への説明や周知について
 - (4) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

(委員)

- 第3条 推進協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育 委員会が委嘱する。
 - (1) 村立学校に通う児童生徒の保護者及び学校運営協議会委員等
 - (2) 村内保育園に通う園児の保護者
 - (3) 村立学校の校長
 - (4) 教育委員会(教育長·教育委員)

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱をされたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱するものとする。
- 2 前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充す るものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 推進協議会が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 第2条に掲げる事項を調査するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、昭和村教育委員会事務局において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が 推進協議会に諮って定めることができる。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。